

基山町農業委員会会議録

令和4年10月4日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者13名 欠席者1名

| 番 委 員 | 委 員 氏 名 | 出 欠 | 番 委 員 | 委 員 氏 名 | 出 欠 |
|-------|-----------|-----|-------|---------|-----|
| 1 | 平 野 守 | 出席 | 8 | 酒 井 敏 幸 | 出席 |
| 2 | 寺 崎 和 美 | 出席 | 9 | 村 山 孔 治 | 出席 |
| 3 | 大 村 和 則 | 出席 | 10 | 天 本 三 雄 | 出席 |
| 4 | 内 山 哲 夫 | 出席 | 11 | 水 田 久 男 | 出席 |
| 5 | 木 原 秀 樹 | 出席 | 園部 | 松 野 孝 敏 | 出席 |
| 6 | 坂 口 謙 二 | 欠席 | 宮浦 | 吉 田 猛 | 出席 |
| 7 | 大 久 保 利 治 | 出席 | 長野・小倉 | 重 松 謙 司 | 出席 |

本会の書記 大石正芳

審 議 事 項

- 第26号議案 農地法第5条の規定による許可申請 1件
第27号議案 農業経営基盤強化促進法の規定による申出 14件
第28号議案 農地法に規定する農地に該当しない非農地判断について2件

審議開始 9時00分

審議終了 10時45分

令和4年10月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和4年第10回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、1番委員と2番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。議案第26号農地法第5条の規定による許可申請がありましたので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第26号朗読

この件につきましては、借受人が、基山汚水ポンプ場工事を受注したことにより資材置き場が必要になり、令和4年10月4日から令和5年3月31日までの期間で賃貸借権を設定し、農地を一時転用するものです。今回転用する農地は、隣接する農地の同意もとれており、近隣農地への営農に支障もないと考えられます。今回の申請地農地区分要件は、鉄道の駅から概ね500m以内の農地で、第2種農地区分要件「第2の1の(1)のオの(ア)の(a)」に該当し、許可区分については、その他の候補地についても検討されましたが、申請地は、建設現場に近く、必要面積を満たした、軽微な造成で使用できる用地であること、周辺農地に及ぼす影響が軽微であることからこの土地を選定されており、周辺の他の土地に立地することは困難であるため、許可基準「第2の1の(1)のオの(イ)」に該当すると考えております。

場所は第5区灰塚集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1番委員

資材置き場は5か月と聞いています。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第26号について許可したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第26号1番については、全員一致で許可します。

次に、第27号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第27号議案1番朗読

この件につきましては、貸し手の高齢化により賃貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は10a当たり水稻15kgです。場所は、第1区三ヶ敷集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

11番委員

新規ではありますが、現在も耕作され借り手の名前が変更になりましたので新規となりました。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第27号議案1番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第17号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第17号議案2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第27号議案2番朗読

この件につきましては、貸し手の要望により賃貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は10a当たり水稻15kgです。場所は、第1区三ヶ敷集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

11番委員

新規ではありますが、現在も耕作され借り手の名前が変更になりましたので新規となりました。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第27号議案2番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第27号議案2番は、全員一致で決定します。

次に、第27号議案3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第27号議案3番朗読

この件につきましては、借り手の要望により賃貸借権を設定するものです。期間は5年です。賃借料は1筆当たり50,000円です。場所は、第7区西長野集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

9番委員

新規就農者がアスパラ栽培の研修を受けているハウスの一部を借りられます。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第27号議案3番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第27号議案3番は、全員一致で決定します。

次に、第27号議案4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第27号議案4番朗読

この件につきましては、借り手の要望により使用貸借権を設定するものです。期間借地で12月から6月にかけて麦を作られます。期間は4年7ヵ月です。場所は、第7区長ノ原集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

9 番委員

農業用機械も所持され問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第27号議案4番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第27号議案4番は、全員一致で決定します。

次に、第27号議案5番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第27号議案5番朗読

この件につきましては、貸し手の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、第6区池ノ坂集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

7 番委員

野菜を栽培されます。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第27号議案5番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第27号議案5番は、全員一致で決定します。

次に、議案第27号6番については関係者がいらっしゃるので、退室をお願いします。また、再設定ですので朗読は省略します。

3番委員退室

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局

6番につきましては、貸し手の高齢化により賃貸借権を再設定するものです。期間は3年です。賃借料は10a当たり水稻30kgです。場所は、第1区三ヶ敷集落付近にある圃場です。

議 長

意見はありませんか。ないようでしたら議案第27号6番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。全員一致で決定します。3番委員を入室させてください。

3番委員入室

議 長

次に、議案第27号7番から14番については再設定ですので朗読は省略します。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局

7番につきましては、貸し手からの要望により賃貸借権を再設定するものです。期間は5年です。賃借料は1筆当たり水稻90kgです。場所は、第3区真尻集落付近にある圃場です。

8番につきましては、貸し手からの要望により賃貸借権を再設定するものです。期間は5年です。賃借料は10a当たり水稻30kgです。場所は、第7区長野集落付近にある圃場です。

9番につきましては、貸し手の高齢化により賃貸借権を再設定するものです。期間は3年です。賃借料は1筆当たり水稻30kgです。場所は、第7区長野集落

付近にある圃場です。

10番につきましては、貸し手からの要望により使用貸借権を再設定するものです。期間は5年です。場所は、第3区真尻集落付近にある圃場です。

11番につきましては、貸し手の高齢化により使用貸借権を再設定するものです。期間は3年です。場所は、第2区麦尾集落付近にある圃場です。

12番につきましては、貸し手からの要望により使用貸借権を再設定するものです。期間は5年です。場所は、第3区真尻集落付近にある圃場です。

13番につきましては、貸し手の高齢化により使用貸借権を再設定するものです。期間は3年です。場所は、第1区三ヶ敷集落付近にある圃場です。

14番につきましては、貸し手からの要望により使用貸借権を再設定するものです。期間は5年です。場所は、第6区吉原集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

各担当地区委員

任期满了に伴う再設定ですが借り人はそれぞれ農地の管理をしっかり行い営農を継続しているため、権利を再設定して問題ないと思われる。

議 長

意見はありませんか。ないようでしたら議案第27号6番から14番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

次に、議案第28号農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない非農地判断について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第28号1.2番 朗読

現況写真を投影しますので、一筆ごと非農地の判断をお願いします。

非農地と判断された土地については、事務局より所有者へ農地に該当しない判断をしたので、農地台帳より除外する事及び法務局で地目変更の登記手続きをお願いする旨の通知を発送します。

議 長

事務局より農地を投影しますので、一筆ごと確認し意見をお願いします。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

ないようでしたら議案第28号1.2番については、非農地と判断します。

賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第28号1.2番は、全員一致で決定します。

以上、本日の議題は終了しましたが、全体を通して何か意見はありませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和4年10月4日

署名人

議 長

委 員

委 員